

長沼町行政改革の流れ

昭和 60 年 4 月 1 日	長沼町行政改革審議会条例施行
昭和 60 年 5 月 1 日	長沼町行政改革審議会設置
昭和 61 年 1 月 21 日	長沼町行政改革大綱策定
平成 8 年 3 月 29 日	長沼町行政改革推進本部設置要領制定
平成 8 年 7 月 31 日	第 2 次長沼町行政改革大綱策定

長沼町行政改革大綱

1. 基本方針

- (1) 長沼町を取りまく、厳しい行財政環境のなかで、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を進めるため、引き続き行政改革を強力に推進する。
- (2) 行政改革の推進に当たっては、「長沼町行政改革審議会」の答申を尊重し、議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組むとともに、町民をはじめ関係方面の理解と協力が得られるよう努める。

2. 当面の措置事項

(1) 事務事業の見直し

① 廃止するもの (昭和61年度)

町税(町民税・固定資産税)納期前納入報奨金制度

納税貯蓄組合報奨金制度

国民年金報奨金制度

じん芥収集台設置事業

老人居室整備資金貸付事業

老人宿泊優待券の交付制度

心身障害者扶養共済制度掛金補助事業(町民税所得割課税世帯)

身体障害者補装具等給付事業

防風施設設置事業

農村環境整備事業

仔豚購入資金貸付事業

スポーツ傷害見舞金交付制度

② 通減するもの

幼児及び学童医療費補助事業 (昭和62年度以降)

助産費補助事業 (昭和61年度以降)

身体障害者医療費補助事業 (昭和61年度以降)

学童保育指導事業 (昭和61年度以降)

③ 制度の改正・統合メニュー化 (昭和61年度)

保育料徴収基準を当該年度の国の基準とする。

転作促進対策特別事業及び畑作振興対策事業を統合メニュー化する。

④ 各団体補助金は10～20%削減し、補助年限及び終期を定める。

(昭和61年度) 別紙

⑤ 公共施設の使用料について見直しをする。(昭和61年度以降)

⑥ 町有財産(土地)の貸付地について将来必要なものについては返還を求め、それ以外については売却処分をし、その収入については公共用地の先行取得にあてる。

(昭和61年度以降)

⑦ 借地については、効率化を推進する。(昭和61年度以降)

(2) 組織・機構の簡素合理化

自治行政区の分割及び統廃合を推進する。(昭和61年度以降)

役場出張所(南・北)を廃止する。(昭和61年度)

選挙管理委員会事務局を住民課に併置する。(昭和61年度)

監査委員及び公平委員会事務局を議会事務局に委任する。(昭和61年度)

農業委員会委員定数を6名削減する。(昭和62年度)

農業委員会事務局を産業課に併置する。(昭和61年度)

教育専門委員、学校水泳プール運営委員及び青少年会館運営委員会を廃止する。(昭和61年度以降)

消防団団員定数を22名削減する。(昭和61年度以降)

消防団第1分団第3部、第2分団1部2班、同2部1班、同2部2班及び同2部4班の機械器具置場を廃止する。(昭和61年度以降)

消防分遣所の常備消防職員の派遣を廃止し、中央・南・北・西・舞鶴のサイレン吹鳴施設を遠隔操作にする。(昭和61年度)

(3) 定員管理の適正化 (昭和61年度)

職員定数条例の定数を20名削減する。

職員の定年は一律年齢60年とする。

(4) 民間委託・OA化等事務改革の推進 (昭和61年度以降)

① 民間委託

事務事業の民間委託を推進する。

② OA化等

マイクロコンピュータを導入し、事務の効率化を推進する。

永久保存文書(戸籍簿・設計図・地籍図等)のマイクロフィルム化を推進する。

(5) 会館等の共有施設の設置及び管理運営の合理化 (昭和61年度以降)

公共施設(南・北会館・南・北福祉センター)の管理運営を地域に委託する。

別紙

(1) 事務事業の見直し

④ 各団体補助金は10～20%削減し、補助年限及び終期を定める。

イ 継続するもの

交通安全協会
青少年育成協議会
教育研究協議会

ロ 10%削減するもの

納税貯蓄組合連合会
老人クラブ連合会
保護司会
民生委員協議会
長沼町商工会
長沼町観光協会
長沼町農民協議会
婦人連絡協議会¹
青年団体協議会
4Hクラブ連合協議会
郷土芸能保存会
文化協会
体育協会
スポーツ少年団

ハ 20%削減するもの

長沼町報徳社
長沼地区労働協議会
単位老人クラブ
遺族会
身体障害者福祉協会
長沼町養豚協会
農業技術員協議会
園芸組合連合会
校長会
教頭会
父母と先生の会連合会

ニ 廃止するもの

傷痍軍人会
長沼町玉葱振興会
馬事協同組合
国際交流センター

長沼町行政改革大綱

1. 基本方針

本町は昭和60年に行政改革を行い、その方針は見直しを加えつつも引き続き、推進している。

しかしながら、高齢社会の到来、情報化、国際化の進展、国における地方分権の推進など社会経済情勢の変化は著しく、迅速かつ的確に行政の推進に取り組むとともに簡素にして効率的な行政の確立に向け、次の項目について検討する。

2. 当面の措置

(1) 時代に即応した組織、機構

- ・地方分権、権限委譲等への対応した組織、機構の再編を図る。
- ・高齢社会に備えた組織、機構の再編を図る。
- ・住居表示、行政区の統廃合の検討を行う。

(2) 定員管理及び給与の適正化の推進

- ・職員定数の検討を図る。
- ・事務、事業の内容を検討し、委託等により職員の適正配置を推進する。
- ・職員の給与水準の適正化について検討する。

(3) 効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進

- ・権限委譲等に対応した処務規程の見直しを図る。
- ・OA化のための実務研修を実施する。
- ・職員の研修の拡大及び政策形成能力の向上や意識改革のための講座を開設する。

(4) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

- ・住民情報等行政事務のOA化を図り、住民の立場に立った行政サービスの向上を図る。
- ・事務のOA化に取り組み、効率化を図る。
- ・住民に対する情報化を推進する。

(5) その他

- ・時間外勤務の縮小と、職員の健康管理に努める。